

2025年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町一丁目7番地  
株式会社エフエム東京  
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、記名、押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都千代田区麴町一丁目7番地  
株式会社 エフエム東京 11階カンファレンスルーム
3. 会議の目的事項  
報告事項 第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役11名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

### 決議事項に関するご参考

議案の概要は、後記「議決権代理行使の勧誘に関する参考書類」（31頁～39頁）に記載しております。

---

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出ください。

# 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事業年度において、在京テレビキー局の人権侵害問題を契機に業界全体の人権意識やコンプライアンスへの注目が集まり、各社における人権尊重・コンプライアンス徹底への取り組みが喫緊の課題として認識されました。当社におきましても、役員の社内での不適切な言動等により、昨年秋に経営体制を急遽変更する事態となりました。改めて深くお詫び申し上げます。こうした問題を受け、当社では、役職員に対する人権・コンプライアンス意識の再徹底を行うとともに、人権方針の策定、人権デューデリジェンスのシステム構築等、人権尊重・コンプライアンス徹底への取り組みとガバナンス体制の強化を最重要課題として取り組んでおります。

放送事業の事業環境、当社の業績状況は、大変厳しいものがありますが、今後は、放送事業における収益性の回復に全力で取り組むとともに、当事業年度中に大幅に伸長したデジタルコンテンツ事業等、新たな事業展開に積極的に取り組んでいきたいと考えています。また、当社は、2025年4月26日に開局55周年を迎えました。今日まで、当社及び放送を支えてくださった株主の皆様をはじめ、リスナーや取引先等関係者の皆様に心より感謝申し上げます。2025年度は、これまで支えてくださった皆様への感謝の気持ちを込めて、様々な55周年記念事業の展開を予定しております。既に、4月29日にはTOKYO FM開局55周年記念特別番組『Life Time Music～あなたとつくる55年目のプレイリスト～』を11時間の生放送でお届けいたしました。今後も、皆様に喜んでいただける企画を随時、展開して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

# 添付書類

## 第60期事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、輸出や設備投資等に支えられ、緩やかな回復基調を示しましたが、物価高及び実質賃金の減少等により、個人消費の回復は力強さに欠け、景気は足踏みの様相を呈しました。

広告市場においては、SNS上の縦型動画広告やコネクテッドTVなどの動画広告需要が一層高まったインターネット広告費が前年比9.6%増となり、広告市場全体の成長をけん引しました。テレビ広告費は同1.5%増、ラジオ広告費も同2.0%増と持ち直し、全体として堅調に推移しました。

このような状況下、当社においては、主力の放送事業収入の前年割れが続いており、重要課題として取り組んだIP企画事業収入が前期比42.1%増の伸びを示したものの、放送事業収入の落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。

当社業績については、売上高が107億6千2百万円（前期比2.4%減）、営業利益は2億9千5百万円（同48.0%減）、経常利益は5億3千5百万円（同31.8%減）、当期純利益は3億1千3百万円（同66.5%減）となりました。

[財務ハイライト]

(単位：千円)

	2024年度	2023年度	増減 (%)
売上高	10,762,337	11,028,866	△2.4
（うち 放送事業収入）	9,877,144	10,404,473	△5.1
（うち IP企画事業収入）	808,953	569,414	+42.1
（うち その他の事業収入）	76,240	54,978	+38.7
営業費用	10,467,124	10,461,448	+0.1
営業利益	295,213	567,417	△48.0
経常利益	535,391	784,911	△31.8
当期純利益	313,689	936,185	△66.5

事業セグメント別の営業状況は以下のとおりです。なお、放送事業以外の収入の拡大を重要課題と考え、当事業年度より、当社事業セグメントは、基幹事業の「放送事業」、成長分野である「IP企画事業」、これらに属さない賃貸事業等の「その他の事業」に変更しました。

## <放送事業>

当期は、番組コンテンツをより一層強化する一方、営業人材の強化、デジタル施策や外部連携による営業メニューの拡大等により、放送収入の回復を目指しました。

当期の主な新番組としては、人気コメンテーター・玉川徹氏の『ラジオのタマカワ』や、演技力と美声で幅広い世代のファンが多い声優・俳優の津田健次郎氏の『津田健次郎 SPEA/KING』、注目の芸人らによる『喋るズ』をスタートさせました。特別番組としては、デビュー45周年を迎えた竹内まりや氏を出演者に迎え、同氏の「詞」に注目したロングインタビューと楽曲で綴る特別番組を、JFN加盟38局の特別企画“FM FESTIVAL”として、11月に放送しました。

好調な聴取率については、当期に実施された全6回の首都圏ラジオ合同聴取率調査（ビデオリサーチ）においても首位を獲得、当社のコアターゲットである「男女18～49歳」区分、「男女12～59歳」区分では2022年2月度以来19期連続、「男女12～69歳」区分においては、2022年4月度以来18期連続でトップを継続しております。

営業活動においては、デジタル施策の代表例として、企業トップや商品開発担当者等が朝のワイド番組内のコーナー『NEW TREND ONE』に出演、その模様を動画コンテンツ化し、YouTubeやタクシーサイネージでも配信するパッケージが多くの成約を獲得しました。また、『SCHOOL OF LOCK!』のコンテンツを軸とした、ショート動画やSNS連動企画が好調で、若年層をターゲットとした企業から高い評価を得ました。

この結果、番組関連のデジタル関連収入は前期比2.8%増となり、通期で10億円を達成しました。しかしながら、全国ネット番組のセールスの落ち込み等により、タイム収入が同7.6%減と振るわず、スポット収入は、自動車関連の大型ネットスポットの獲得等により下期に追い込んだものの上期の不調が影響し、同6.6%減と前年割れました。

当社は、2025年4月26日に開局55周年を迎えます。2024年10月から2025年12月末までを「開局55周年アニバーサリーイヤー」と位置づけ、記念事業を展開しています。10月には、前期に続き『TOKYO FM リスナー感謝祭 in 渋谷音楽祭 2024』を東京・渋谷の複数の会場で開催しました。前回は1日開催だった日程を2日間に増やし、1日目はメイン会場のLINE CUBE SHIBUYAで『LIVE INCLUSION SHIBUYA』と題した話題の若手アーティスト3組による有料ライブを開催。2日目は、人気番組『NISSAN あ、安部礼司～BEYOND THE AVERAGE～』や平日レギュラーワイド番組のパーソナリティ陣による特別番組『ワイドパーソナリティ大集合スペシャル!』の公開生放送を実施し、定員を遥かに超える応募の中から抽選で選ばれた1,800名のリスナーが参加しました。今後も、アニバーサリーイヤーを記念した様々な番組やイベントを実施して参ります。

以上のような活動を展開した結果、放送事業の売上高は、98億7千7百万円（前期比5.1%減）となりました。

#### <IP企画事業>

前述のとおり、当期は、一般消費者を対象としたイベントや物販、デジタルコンテンツ販売等によるBtoC領域におけるIP企画事業の拡大を重点戦略として取り組みました。

平日の各生ワイド番組を拠点とした、番組ファン参加のイベントは、集客や券売に加えてグッズ販売が好調に推移、IP企画事業収入の拡大に貢献しました。中でも、『村上春樹 produce 村上JAM vol.3 ～熱く優しい、フュージョンナイト～』（6月開催）が2夜連続でチケットを完売したほか、定番になりつつある『JET STREAM LIVE 2025』（2月開催）においては、故・城達也氏のナレーションをAIにより甦らせ、おなじみの名曲を東京フィルハーモニー交響楽団の演奏でお届けしました。

番組とは連動しないコンテンツの開発にも力を入れており、中でも、当社が有料オーディオコンテンツとして展開している、ゲーム実況動画配信でカリスマ的な人気を誇るWhite Tailsが、1月初旬の3日間、日本武道館で約3万人の来場者を迎えて実施したイベントは、オンラインチケットの販売も好調で、IP企画事業収入に大きく貢献しました。

また、各種エンタテインメントにも積極的に出資参画し、中でも国内最大規模の音楽フェス『ROCK IN JAPAN FESTIVAL 2024』では、(株)ロックン・オンとの緊密な関係性により主催を受託し、運営業務により売上に大きく貢献しました。この他に、ブロードウェイ・ミュージカル『天使にラブ・ソングを…』や『BLUE MAN GROUP JAPAN TOUR 2024』に出資参画しました。

デジタルコンテンツ販売においては、会員登録者数が伸長し、当期末には、目標を大きく超える3万8千人に達しました。会員数の増加は「ナポリの男たち」といった新進の出演者によるもので、前述のWhite TailsやボーイズグループのBUDDiSは、イベントや物販といった収益面でも貢献しました。

TOKYO FM少年合唱団は、新国立劇場のオペラ『トスカ』（7月）、読売日本交響楽団のオペラ『ヴォツェック』（3月）等に出演しました。主催公演『クリスマスコンサート2024』は、12月にBSテレビ放送のBS11で放映されました。

以上のような活動を展開した結果、IP企画事業の売上高は、8億8百万円（前期比42.1%増）となりました。

#### <その他の事業>

当社社屋等の賃貸事業等による収入により、その他の事業の売上高は、7千6百万円（前期比38.7%増）となりました。

当社は、当事業年度より連結計算書類の作成を取り止めたりましたが、以下に主要なグループ会社の状況を参考として記載いたします。

[主なグループ会社の状況]

(単位：千円)

	売上高		営業利益	
	2024年度	前期比 (%)	2024年度	前期比 (%)
ジグノシステムジャパン(株)	2,128,682	+19.5	281,636	+68.8
(株)ミュージックバード	432,437	+1.5	29,699	+48.3
(株)サウンズネクスト	2,389,928	△3.1	75,696	△10.5

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は6千0百万円であり、主な内容は、営業放送システム改修、社内アプリケーションシステム開発、当社所有のFMセンタービルの仮眠室増改築、TFMホール機材更新等です。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

<コンプライアンス徹底と人権問題への取り組み>

在京テレビキー局の人権侵害問題及び当社役員の社内での不適切な言動等の問題を受け、当社では人権尊重・コンプライアンス徹底への取り組みとガバナンス体制の強化が最重要課題となっております。

従来から進めてきたガバナンス体制の強化・見直しに加え、人権方針の策定・人権デューデリジェンスのシステム構築等を進め、基幹放送事業者として、放送はもとよりあらゆる企業活動全般において人権を尊重し、差別のない、誰もが夢や希望を持てる社会の実現に貢献していきます。

<放送事業を核としたTOKYO FM文化圏の創造>

当社は、FM放送（TOKYO FM 80.0MHz）を通じて常に生活者に寄り添い、つながり、生活者の心豊かで潤いのある日常にとってかけがえのない存在となることを目指しています。

開局50周年（2020年度）を機に取り組んだ編成改革の結果、首都圏ラジオ合同聴取率調査の主要区分において、当期末までの3年間（年6回偶数月に調査）18回連続の首位を維持しております。

今後も聴取率の獲得に注力していくとともに、番組を中心としたコミュニティを形成し、その構成員であるファンに対しイベント等の体験型サービスやグッズ・デジタルコンテンツ等を提供、放送を媒介とした、いわば「TOKYO FM 文化圏」の形成を目指して参ります。

### <放送事業の収益性回復>

当社の収益の中心である放送事業は、中長期的な売上減少傾向の中、コロナ禍でさらに大きく落ち込みました。コロナ禍が終息した2023年度にはやや持ち直しましたが、当期は、全国ネットワーク番組の提供枠を中心に売上が落ち込み、放送事業収入全体で100億円を切る状況となりました。中でもタイム・スポット収入の減少が大きく、放送収入の回復は喫緊の課題となっています。

そのための施策として、従来とは異なる商品開発、営業手法の革新が必須となっており、2024年10月にはデジタルビジネスに特化した新会社を設立しました。同社とともに、新たなデジタル商品の開発やデータマーケティングの充実に取り組みながら、デジタル分野の人材強化、時流に合わせた営業手法への転換を図ることで、放送事業の収益性回復に取り組んで参ります。

### <BtoCビジネスの拡大>

放送事業の収益性回復に注力しながら、当社としては、一般消費者を対象としたBtoCビジネスの拡大に取り組んでいます。

前述の番組のファン向けに提供するイベント等の体験型サービスやグッズ・デジタルコンテンツ等で着実に売上を伸ばしてきており、当期のBtoC売上の総額は8億8百万円、全社売上高の7.5%に達しました。新年度（2025年度）予算では、10億円を超え全社売上高構成比で10%に達する見通しです。

特にデジタルコンテンツ販売が大きく伸長し、3事業年度前の17倍にあたる2億6千7百万円超に達しました。引き続き、BtoCビジネスの拡大に取り組み、IP企画事業収入を放送事業収入に並ぶ基幹事業収入へと成長させて参ります。

### <ネットワークの強靱化とグループ再編>

当社の放送事業の基盤であるJFN加盟38局は、ラジオ広告市場の低迷に加え、コロナ禍の影響を大きく受けたまま、回復に至っておりません。当社の成長にとってJFNの強靱化は喫緊の課題であり、当社関連会社の（株）ジャパンエフエムネットワークを通じた加盟局への番組提供料見直しや、地方における観光や移住・物産等をめぐる需要の掘り起こし等、加盟局経営安定化に向けた取り組みを全力で推進して参ります。

また、当社グループ各社も、社会生活の変容、市場及び事業構造の変化の中で変革を求められています。グループ内リソースの最適化を図るとともに、グループ経営効果の最大化を目指したグループ再編に継続して取り組んで参ります。

これらの施策の実行により、当社価値の最大化を目指していく所存です。株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 2021年度	第58期 2022年度	第59期 2023年度	第60期 2024年度 (当期)
売 上 高	10,695,965千円	10,855,384千円	11,028,866千円	10,762,337千円
経 常 利 益	918,622千円	798,148千円	784,911千円	535,391千円
当 期 純 利 益	1,591,710千円	888,414千円	936,185千円	313,689千円
1株当たり当期純利益	1,768.57円	987.13円	1,040.21円	348.54円
総 資 産	28,228,339千円	28,071,013千円	28,191,178千円	27,820,999千円
純 資 産	23,824,183千円	24,528,820千円	25,273,657千円	25,159,842千円
1株当たり純資産額	26,471.32円	27,254.24円	28,081.84円	27,955.38円

## (6) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ジグノシステムジャパン株式会社	100百万円	97.4%	モバイル端末向けコンテンツの制作・販売、ソリューション提供等
株式会社ミュージックバード	100百万円	60.1% (4.6%)	音声放送コンテンツの企画、制作並びに通信衛星を利用した提供等
株式会社サウンズネクスト	50百万円	87.3% (18.2%)	音声放送コンテンツやイベントの企画・制作・販売、放送局スタジオ等のシステム設計・管理運営、放送技術請負、著作権や著作隣接権の取得・管理等

(注) 出資比率の( )は間接所有割合で内数であります。

## (7) 主要な事業内容

当社は、電波法に基づく放送設備を有し、放送法によってFMラジオ（超短波）放送を行う民間放送局であり、放送番組の企画・制作及び販売等を主要な事業としています。事業別セグメントは以下のとおりです。

事 業	内 容 等
放 送 事 業	地上FMラジオ放送、インターネット関連事業、音声・映像コンテンツの企画・制作等
I P 企 画 事 業	自社IPの開発・獲得・活用、イベント等への出資、少年合唱団の運営等
そ の 他 の 事 業	事務所・設備等の賃貸等

### (8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
株式会社エフエム東京 (関西支社) (送信所) (中継局) 新島 八丈島 青梅 八王子 檜原	(本社) 東京都千代田区 大阪府大阪市北区 東京都港区  東京都新島村 東京都八丈島八丈町 東京都青梅市 東京都八王子市 東京都西多摩郡

### (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
101名	1名減

### (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000 千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,600,000株

(2) 発行済株式総数 900,000株

(3) 株主数 88名

### (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
学 校 法 人 東 海 大 学	92,000 株	10.22 %
株 式 会 社 T O K Y O T O W E R	65,600	7.29
株 式 会 社 全 農 ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト	65,000	7.22
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	44,900	4.99
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	44,500	4.94
日 本 B S 放 送 株 式 会 社	44,500	4.94
パ ナ ソ ニ ッ ク ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	44,000	4.89
株 式 会 社 読 売 新 聞 東 京 本 社	44,000	4.89
株 式 会 社 朝 日 新 聞 社	42,000	4.67
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30,000	3.33

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
唐島夏生	代表取締役社長 執行役員	経営全般、内部監査部担当 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役副会長 株式会社ジャパンエフエムネットワーク代表取締役社長
小川聡	取締役執行役員	総務人事局長
村上正光	取締役	株式会社ミュージックバード代表取締役社長
内藤博志	取締役執行役員	編成制作局長
川島修	取締役執行役員	技術局長
前田伸	取締役	株式会社TOKYO TOWER代表取締役社長執行役員
北島元治	取締役	大日本印刷株式会社専務執行役員
高見和徳	取締役	パナソニックホールディングス株式会社客員
山田清志	取締役	学校法人東海大学理事
杉山恒太郎	取締役	株式会社ライトパブリシティ代表取締役社長
齋藤知久	取締役	日本BS放送株式会社代表取締役会長
大橋明夫	常勤監査役	株式会社ミュージックバード監査役 ジグノシステムジャパン株式会社監査役
英公一	監査役	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士 株式会社コーチ・エイ社外取締役（監査等委員）
近藤邦弘	監査役	日本電設工業株式会社取締役監査等委員

(2025年3月31日現在)

- (注) 1. 前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、杉山恒太郎、齋藤知久の各氏は社外取締役であります。
2. 英公一、近藤邦弘の各氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度中において、黒坂修氏から代表職及び社長職に関する辞意が表明され、2024年10月1日付で同氏は取締役会長に就任しました。その後、黒坂修氏は同年10月28日付で取締役会長を辞任し、10月29日付で相談役に就任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の員数	報酬等の額
取締役	12名	223,027千円
監査役	3名	29,400千円

- (注) 1. 上記の取締役の員数には、2024年10月28日付で辞任した取締役1名を含んでおります。  
2. 上記の取締役に対する報酬等の額は、当期における役員賞与引当金繰入額20,000千円を含んでおります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬	18,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2006年5月12日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」及び「当社の業務の適正を確保するための体制」（以下あわせて「内部統制基本方針」という）を決議し、以後の取締役会において一部改定を行っております。

当事業年度末における内部統制基本方針の内容は以下のとおりです。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業活動を行う上での基本的倫理観や役職員の行動基準を定めた倫理憲章を制定すると共に、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、役職員全員が、企業人として、また社会の構成員として法令遵守及び社会倫理の遵守を常に意識するよう求める。
- (2) 取締役会は、社外取締役を一定数以上、継続的に選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上に努める。
- (3) 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査する。
- (4) 内部監査部門を配置することにより、内部統制の整備・運用状況について監視を行う。

- (5) 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針・制度・施策等の策定、審議に加え、当社コンプライアンス実施状況の把握と必要な指導・監督、再発防止策の策定等を行う。
- (6) コンプライアンス違反等で従業者に対して懲戒を行う場合は、就業規則及び賞罰委員会規程の定めるところによる。また、取締役会での承認及び報告を必要とするような重要事項に関しては、取締役会規則の定めるところにより措置する。
- (7) 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに組織上の通常ラインにより報告を行うか、スピークアップ（内部通報）制度を利用し、コンプライアンス委員会事務局または委員会指定の弁護士あるいは監査役に対して実名または匿名で通報を行うことができる。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役または執行役員の中から任命し、その者の管理下において、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料と共に保存する。
  - ①株主総会議事録
  - ②取締役会議事録
  - ③経営会議議事録
  - ④執行役員会議議事録、その他重要な会議の議事録
  - ⑤コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会議事録、その他重要な委員会の議事録
  - ⑥代表取締役を最終決裁者とする稟議書
  - ⑦代表取締役、取締役、執行役員名による契約書
  - ⑧会計帳簿、計算書類、出入金伝票
  - ⑨税務署その他官公庁に提出した書類の写し
  - ⑩その他経営上の重要な文書
- (2) 前項各号に定める文書の保管期間は、原則10年間とする。保管場所は文書管理規程の定めるところとするが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、要請の日から3日以内に本社において閲覧が可能となるような体制を構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程により、リスクカテゴリー毎に責任部署を決め継続的に監視すると共に、リスク管理について横断的に監視・指導する組織として、代表取締役を委員

長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は、リスク管理規程に基づき、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行う。

- (2) リスク管理委員会は、その監視・指導結果を定期的に取り締役会及び監査役会へ報告することとする。
- (3) 役職員がリスク管理上の問題を発見した場合は、すみやかに組織上の通常ラインにより報告を行うか、スピークアップ（内部通報）制度を利用し、リスク管理委員会事務局または委員会指定の弁護士あるいは監査役に対して実名または匿名で通報を行うことができる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 毎年、経営戦略の確認、中期（3ヵ年）計画の見直しを行うと共に、年度毎の重要課題を決定し、全社会議等を通じて発表を行う。また、これらの方針に基づき、部門毎の定量・定性の目標を決定、四半期毎に年度目標の達成度合いを確認し、中間期には再度全社会議を開き、全社的な目標の確認を行う。
- (2) 職務権限規程により意思決定に関するルールを策定し、具体的執行については執行役員に権限を委譲し、本部長及び経営会議、取締役会はその指導・監督を行う。
- (3) 月次業績については、連結を含め翌月15営業日を目途に、また、半期・通期については45日以内にとりまとめ、すみやかに経営会議、取締役会へ報告を行うと共に、必要があれば改善策、各部門の具体的な施策を決定する。

#### 5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社ごとに、責任取締役を（当社内で）任命し、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上等の観点から当該子会社代表者等との定期的ミーティングを実施する。
- (2) 月に1度、各社代表者によるグループ経営情報会議を開催、各社業績、営業の状況、業界環境等に関する情報交換を行うと共に、各社業務提携も含めた改善策、具体的な施策について話し合う。
- (3) 子会社各社の経営管理を担当する部門を設け、月に1度、業績、営業の状況、業界環境等に関するヒアリングを実施し、各社ごとの報告を取締役に文書で回覧・報告する。
- (4) 関係会社管理規程を制定し、一定の事項については各社取締役会決議前の事前協議を求め、必要な場合は当社経営会議、取締役会にて

承認を行う。

- (5) 定期的にグループ監査役ミーティングを実施し情報共有に努めると共に、当社監査役及び内部監査部門が各社に対するそれぞれの観点からの監査を実施する。
  - (6) 当社コンプライアンス委員会、リスク管理委員会は、(1)の責任取締役、(3)の経営管理担当部門からの報告により、グループ企業に関する法令遵守状況や損失の危険に関して状況把握、指導・監督等を行う。また、当社スピークアップ（内部通報）制度については、グループ各社役職員及びその家族にも広く告知し、実名または匿名による通報を受け付ける。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- (1) 監査役の要請に基づき、取締役会は業務執行部門から独立した監査役補助使用人を選任し、監査役の補助にあたらせることとする。
  - (2) 当該使用人は、その監査役補助業務遂行に関して取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は、当該使用人の監査役補助業務に関する独立性を認識すると共に関係者に徹底させるものとする。
  - (3) 取締役からの独立性を確保するため、監査役会は、当該使用人の人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けると共に、必要がある場合は理由を付して当該人事異動につき変更を申し入れることができるものとする。また、当該使用人を当社が懲戒に処する場合には、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役に報告する。
  - (2) 取締役は、監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会に関連した重要な事項並びに監査役から報告を求められた事業に関する事項についてすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
  - (3) 当社及びグループ企業の役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。また、当社スピークアップ（内部通報）制度により、当社及びグループ企業の役職員あるいはその家族等から受け付けた通報

内容は、常に監査役と共有することとする。会社は、これらの報告及び通報を行った者がそれを理由に不利益な取り扱いを受けることがないように、制度での規定等の必要な措置をとるものとする。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役または監査役会による各業務執行取締役、執行役員、重要な使用人等からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設ける。
- (2) 代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役からの要望に応じて、都度適宜、弁護士や会計士等の専門家に依頼をし、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。また、監査役の職務の執行に必要な費用については、それが監査役の職務執行に必要でないことが証明される場合を除き、当社が負担するものとする。

#### 9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 当社は、定款及び取締役会規則に基づき、原則月1回（8月、12月を除く）取締役会を開催している。定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定すると共に、取締役の職務執行状況等のモニタリング等を行った。また、2020年7月に策定したガバナンス体制見直し方針に基づき、社外役員への定期的な情報提供（毎月1回）を行い、前事業年度に引き続き当事業年度も、4月～6月にかけて、取締役会の実効性評価を目的とした取締役会アンケートの実施と結果報告を行った。社外役員間の定期的な会合については、2025年5月に実施した。
- (2) 専任の内部監査部長による業務監査及び内部監査を通して、内部統制システムの運用状況の評価及び改善を実施した。
- (3) 監査役会からの要請及び指摘を受け、業務執行部門からの独立を確保するために、内部監査部門から監査役補助使用人を指名しているが、当事業年度中に当該使用人が急逝したため、下期は不在となった。
- (4) 代表取締役を委員長とし業務執行取締役、常勤監査役等で構成されるコンプライアンス委員会兼リスク管理委員会を四半期ごとに開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、内部監査部長等から報告を受けた。また、その監視・指導結果を監査役会に報告した。
- (5) ガバナンス改善委員会による2020年7月策定のガバナンス体制見直

し方針の中で、毎年1回実施すると定められたコンプライアンスに関する社員アンケートを、当事業年度も2025年3月に内部監査部が実施し、全社に結果報告することにより、社内のコンプライアンス遵守状況、社員のコンプライアンス意識についての共有を行った。また、在京テレビキー局の人権侵害問題を端緒とした不適切な行為に関する調査アンケートを実施し、全社に共有することにより、社内の不適切な行為の有無や課題、人権尊重のための留意事項の共有を行った。

- (6) 稟議規程、文書取扱規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを保存した。
- (7) 半期に1回開催している全社会議にて重要課題及び目標を確認した。
- (8) 職務権限規程に則り、具体的執行については執行役員に権限を委譲し、取締役会、経営会議及び本部長はその指導・監督を行った。
- (9) 子会社ごとに責任取締役を当社内で任命し、当該子会社代表者等との定期的ミーティングを実施した。
- (10) グループ経営情報会議を計12回開催（書面開催含む）し、各社社長または責任取締役から定期的な報告を受けることにより、子会社各社における職務の執行状況を確認すると共に、グループ各社における主要なリスクとその管理状況を確認した。
- (11) 経営管理局による子会社各社への業績・営業の状況、業界環境等に関するヒアリングを月1回実施し、各社ごとの報告を適宜業務執行取締役へ報告した。
- (12) 関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えている。子会社の財務状況及びその他の状況については月次で報告を受け、当社の取締役会にて適宜報告している。
- (13) 監査役は、グループ経営情報会議への出席、内部監査部による子会社往査への立会い等によりグループ会社の状況把握に努めた。
- (14) 監査役による各業務執行取締役、執行役員からの個別ヒアリングを適宜実施した。
- (15) 監査役と会計監査人との意見交換を4回実施した。
- (16) 第三者委員会（2019年5月～7月）及びガバナンス改善委員会からの提言を受け、前事業年度に引き続き、当事業年度もコンプライアンス及びハラスメント等に関する社内研修を実施した。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,155,025</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,991,768</b>
現金及び預金	7,286,242	買掛金	750,163
売掛金	1,720,377	一年内返済予定の長期借入金	100,000
商 品	13,282	未払金	231,834
貯 蔵 品	4,098	未払費用	434,698
前払費用	78,366	未払法人税等	81,585
その他	56,101	未払消費税等	80,878
貸倒引当金	△3,443	賞与引当金	136,422
<b>固 定 資 産</b>	<b>18,665,973</b>	役員賞与引当金	20,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,324,065</b>	その他	156,184
建築物	6,626,620	<b>固 定 負 債</b>	<b>669,389</b>
構築物	538,521	長期未払金	324,600
機械及び装置	1,945,939	繰延税金負債	211,979
車輛及び運搬具	6,978	預り保証金	90,563
工具器具及び備品	2,827,798	退職給付引当金	42,246
土地	3,630,900		
建設仮勘定	5,362	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,661,157</b>
減価償却累計額	△9,258,056	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>84,474</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,527,825</b>
商 標 権	1,233	資 本 金	1,335,000
ソフトウェア	71,709	資 本 剰 余 金	935,000
その他	11,530	資 本 準 備 金	935,000
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>12,257,434</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>22,257,825</b>
投資有価証券	3,340,283	利 益 準 備 金	134,740
関係会社株式	7,150,056	その他利益剰余金	22,123,085
長期性預金	1,500,000	別 途 積 立 金	5,000,000
長期貸付金	1,352	繰越利益剰余金	17,123,085
長期前払費用	23,926	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>632,017</b>
差入保証金	59,326	その他有価証券評価差額金	632,017
その他	250,880	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,159,842</b>
貸倒引当金	△68,390	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>27,820,999</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,820,999</b>		

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

売上高		
放送事業収入	9,877,144	
IP企画事業収入	808,953	
その他の事業収入	76,240	10,762,337
売上原価		
放送事業費	6,117,943	
IP企画事業費	866,902	
その他の事業費	3,453	6,988,299
売上総利益		3,774,038
販売費及び一般管理費		3,478,825
営業利益		295,213
営業外収益		
受取利息	13,557	
有価証券利息	6,000	
受取配当金	157,892	
経営指導料	63,569	
その他	6,055	247,076
営業外費用		
支払利息	2,267	
投資事業組合運用損	1,726	
ゴルフ会員権売却損	1,690	
固定資産除却損	1,199	
その他	14	6,898
経常利益		535,391
特別損失		
減損損失	56,431	
関係会社株式評価損	46,005	102,437
税引前当期純利益		432,953
法人税、住民税及び事業税	74,054	
法人税等調整額	45,209	119,263
当期純利益		313,689

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
<b>当期首残高</b>	1,335,000	935,000	935,000	134,740	5,000,000	16,917,395
<b>当期変動額</b>						
剰余金の配当						△108,000
当期純利益						313,689
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
<b>当期変動額合計</b>	-	-	-	-	-	205,689
<b>当期末残高</b>	1,335,000	935,000	935,000	134,740	5,000,000	17,123,085

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	その他利益 剰余金合計					
<b>当期首残高</b>	21,917,395	22,052,135	24,322,135	951,521	951,521	25,273,657
<b>当期変動額</b>						
剰余金の配当	△108,000	△108,000	△108,000			△108,000
当期純利益	313,689	313,689	313,689			313,689
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				△319,504	△319,504	△319,504
<b>当期変動額合計</b>	205,689	205,689	205,689	△319,504	△319,504	△113,814
<b>当期末残高</b>	22,123,085	22,257,825	24,527,825	632,017	632,017	25,159,842

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。  
子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 総平均法に基づく原価法を採用しております。  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

##### (1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

##### (2)数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社はラジオ放送事業を主な事業としています。主な履行義務は顧客との契約に基づき、聴取者に番組と広告を放送することでありませぬ。

##### (2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

放送された時点で収益を認識しています。

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 記載金額

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## II. 表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

当社は、当事業年度より放送事業の収益性回復に注力しながら、一般消費者を対象とした「BtoCビジネス」の拡大に注力しております。そのため、当事業年度より売上高の表示科目を「放送事業収入」「企画事業収入」「その他の事業収入」から「放送事業収入」「IP企画事業収入」「その他の事業収入」に変更し、「IP企画事業収入」に前述のユーザー課金事業やイベント事業、物販事業等の「BtoCビジネス」による収入を計上しております。

その結果、前事業年度の計算書類の「放送事業収入」に含めて表示していた「BtoCビジネス」等に係る売上高(前事業年度122,791千円)、「その他の事業収入」に含めて表示していた「合唱団」等に係る売上高(前事業年度6,248千円)は、当事業年度より「IP企画事業収入」に含めて表示しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 119,314千円

(注) 繰延税金負債相殺前の金額であります。

2. その他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### IV. 貸借対照表に関する注記

1. 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額  
建物 5,902千円  
構築物 6,551千円  
機械及び装置 33,986千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 67,751千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務 248,123千円  
関係会社に対する長期金銭債務 42,393千円

#### V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- 売上高 619,940千円  
営業費用 1,638,397千円  
営業取引以外の取引による取引高の総額 144,601千円

#### VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	900,000	—	—	900,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	54,000千円	60円	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年11月25日 取締役会	普通株式	54,000千円	60円	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	81,000千円	90円	2025年3月31日	2025年6月27日

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
未払賞与	37,136千円
未払社会保険料	589千円
未払事業税	9,785千円
未払事業所税	2,644千円
長期未払金	102,313千円
貸倒引当金繰入超過額	22,610千円
減価償却超過額	65,090千円
退職給付引当金	13,316千円
投資有価証券評価損	13,767千円
関係会社株式評価損	1,297,844千円
ゴルフ会員権等評価損	57,582千円
税務上の繰越欠損金	2,725,390千円
その他	13,791千円
繰延税金資産小計	4,361,862千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,664,670千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,577,878千円
繰延税金資産合計	119,314千円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△40,388千円
その他有価証券評価差額金	△290,905千円
繰延税金負債合計	△331,293千円
差引：繰延税金資産（負債）の純額	△211,979千円

## VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## IX. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、安全性を重視し銀行預金を中心に資金運用を行っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれていません((注)2 参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	250,000	242,987	△7,012
その他有価証券	1,929,785	1,929,785	—
(2) 長期性預金	1,500,000	1,489,861	△10,138

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。満期保有目的の債券については、証券会社が評価・算出した価格によっております。

##### (2) 長期性預金

長期性預金の時価については、元利金の合計を同様の新規預入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### 2. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資事業有限責任組合出資金	18,101
非上場株式	1,142,396
関係会社株式	7,150,056

投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。

## X. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## XI. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## XII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報  
当社はラジオ放送事業を主な事業としています。主な履行義務は顧客との契約に基づき、聴取者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しています。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
有価証券報告書未提出の大会社のため、記載を省略しております。

## XIII. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1. 1株当たりの純資産額  | 27,955円38銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 348円54銭    |

# 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エフエム東京  
取締役会 御中

### 東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 弥  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 野 直 志  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフエム東京の2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、人権尊重・コンプライアンス徹底の取り組みとガバナンス体制の強化が会社の最重要課題でありますので、引き続きこれらを注視してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社 エフエム東京 監査役会

常勤監査役 大 橋 明 夫 ㊞

社外監査役 英 公 一 ㊞

社外監査役 近 藤 邦 弘 ㊞

以 上

# 議決権代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権代理行使の勧誘者

株式会社 エフエム東京  
代表取締役社長執行役員 唐島 夏生

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元として、安定的な配当を每期継続して実施することを基本方針としております。当期の期末配当につきましてもこの基本方針に準拠し、具体的な配当金額については、業績の動向及び事業環境の変化に柔軟に対応するための財務体質強化等を勘案しつつ、当社の開局55周年も記念致しまして、以下のとおりと致したく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円

(内 通常配当60円、記念配当30円)

総額 81,000,000円

(ご参考)

既に実施済みの中間配当を含めた年間配当金は1株当たり150円、総額135,000,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 株券の紛失や盗難等のリスクを回避するとともに、株式事務の効率化を図るため、第7条（株券の発行）を削除し、株券不発行会社へ移行するものであります。なお、併せて会社法第221条の定めに基づき、株券喪失登録簿にかかる規定を新設いたします。
- ② 取締役会議事録及び監査役会議事録の電子化を目的として、現行定款第27条（取締役会の議事録）及び第37条（監査役会の議事録）の定め、記録及び電子署名を追記するものであります。
- ③ 監査役員の数を欠くことに備えて選任している補欠監査役の決議の効力に関する定めを現行定款第32条（選任方法）第4項に新設するものであります。本条項を新設するため、補欠監査役の選任に関する定めも同条第3項に併せて追記いたします。
- ④ 上記条文の削除に伴う条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。但し、上記①にかかる規定の削除の効力発生日につきましては、会社法第218条第1項に定める公告及び各別の通知後の2025年7月31日といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第6条（条文省略）  （株券の発行） 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第1条～第6条（現行どおり）  <削除>
第8条～第26条（条文省略）  （取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。	第7条～第25条（条数繰り上げ）  （取締役会の議事録） 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条～第31条（条文省略）	第27条～第30条（条数繰り上げ）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。     &lt;新設&gt;      &lt;新設&gt;</p>	<p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条～第 35 条 (条数繰り上げ)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 38 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 47 条 (条数繰り上げ)</p>
	<p>附則</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第 2 条 <u>前条及び本条は、2026年7月31日まで有効とし、2026年8月1日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p>から しま なつ お 唐 島 夏 生 (1959年8月17日生) &lt;重任&gt;</p>	<p>2005年6月 当社執行役員総務局長 2008年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社専務取締役 2014年6月 株式会社インプレスホールディングス取締役 2016年6月 同社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役相談役 2020年6月 当社代表取締役会長 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役 株式会社インプレスホールディングス取締役会長（現在に至る） 株式会社エフエム大阪取締役相談役（現在に至る） 2020年7月 株式会社ジャパンエフエムネットワーク取締役 2024年6月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役副会長（現在に至る） 2024年10月 当社代表取締役社長執行役員（現在に至る） 2025年2月 株式会社ジャパンエフエムネットワーク代表取締役社長（現在に至る） (当社における担当) 経営全般、内部監査部担当、コーポレート・コミュニケーション室長</p>	<p>—</p>
<p>お がわ さとし 小 川 聡 (1961年10月10日生) &lt;重任&gt;</p>	<p>2003年6月 当社執行役員編成制作局長兼制作部長 2014年8月 株式会社ジャパンエフエムネットワーク エグゼクティブプロデューサー 2015年7月 同社取締役 2016年7月 同社常務取締役 2019年2月 当社デジタル戦略局長 2019年3月 当社上席執行役員デジタル戦略局長 2019年6月 当社常務取締役 2021年6月 当社取締役 2023年11月 当社取締役特命事項担当管理本部副本部長兼総務人事局長 2024年10月 当社取締役執行役員総務人事局長 2025年4月 当社取締役執行役員（特命事項）（現在に至る） 株式会社ジャパンエフエムネットワーク常務取締役（現在に至る） (当社における担当) 特命事項</p>	<p>200株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
村 上 正 光 <small>むら かみ まさ みつ</small> (1961年1月17日生) <重任>	2008年6月 当社執行役員編成制作局長 2011年5月 当社執行役員総務局長 2013年5月 当社執行役員編成制作局長 2014年10月 当社執行役員編成制作局長兼業務管理部長 2015年6月 当社取締役編成制作局長兼業務管理部長 2017年4月 当社取締役営業局長 2018年6月 当社常務取締役営業局長 2019年6月 当社取締役営業局長 2023年4月 当社取締役総務人事局長 2023年11月 当社取締役 2023年12月 株式会社ミュージックパード代表取締役社長（現在に至る） 2025年4月 当社取締役執行役員（特命事項）（現在に至る）  （当社における担当）特命事項	300株
内 藤 博 志 <small>ない どう ひろ し</small> (1963年4月1日生) <重任>	2005年7月 当社クロスメディア事業局デジタルコンテンツ開発部長 2008年6月 当社編成制作局編成部長 2010年4月 当社クロスメディア事業局エンタテインメント事業部長 2014年7月 ジグノシステムジャパン株式会社執行役員特命担当 2015年6月 同社取締役イノベティブビジネス室長 2018年7月 株式会社アミューズ エグゼクティブプロデューサー 兼CS事業推進部長 2019年11月 当社執行役員編成制作局長 2020年4月 当社執行役員編成制作局長兼戦略プロデュース室長 2020年6月 株式会社エフエムサウンズ（現サウンズネクスト）取締役（現在に至る） 2023年6月 当社取締役編成制作局長 ジグノシステムジャパン株式会社取締役（現在に至る） 株式会社茅ヶ崎エフエム取締役（現在に至る） 株式会社ジャパンエフエムネットワーク取締役（現在に至る） 2023年7月 株式会社ジャパンエフエムネットワーク取締役（現在に至る） 2024年10月 当社取締役執行役員編成制作局長 2025年4月 当社取締役執行役員コンテンツ事業局長（現在に至る）  （当社における担当）コンテンツ事業局長	-
川 島 修 <small>かわ しま おさむ</small> (1967年8月6日生) <重任>	1990年10月 当社技術部技術課配属 1994年4月 株式会社ジャパンエフエムネットワーク出向 1998年7月 当社マルチメディア事業局放送技術部 2003年4月 当社技術局技術部長 2019年6月 当社執行役員技術局長 2020年6月 エフエム沖縄取締役就任（現在に至る） 2022年1月 株式会社サウンズネクスト取締役（現在に至る） 2023年6月 当社取締役技術局長 2024年10月 当社取締役執行役員技術局長（現在に至る）  （当社における担当）技術局長	-

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
まえだ しん 前田 伸 (1962年6月28日生) <重任>	1992年6月 株式会社マザー牧場代表取締役社長（現在に至る） 2005年9月 日本電波塔株式会社（現株式会社TOKYO TOWER）代表取締役社長 2007年6月 当社取締役（現在に至る） 2012年6月 株式会社TOKYO TOWER代表取締役社長執行役員（現在に至る） 2022年4月 株式会社東京タワーパーキングセンター代表取締役会長（現在に至る） 2024年6月 公益社団法人千葉県観光物産協会会長（現在に至る）	-
きた じま もと ほる 北島 元治 (1966年1月28日生) <重任>	1988年4月 ソニー株式会社入社 1996年11月 大日本印刷株式会社入社 2005年6月 同社取締役C&I事業部長、ICC本部担当 2007年6月 同社常務取締役C&I事業部、ICC本部担当 2011年10月 同社常務取締役C&I事業部、ICC本部、hontoビジネス本部担当 2013年6月 当社取締役（現在に至る） 2017年4月 大日本印刷株式会社常務取締役 ABセンターマーケティング本部長、ICC本部担当 2018年6月 同社専務執行役員ABセンターマーケティング本部長、 ICC本部担当 2020年4月 同社専務執行役員マーケティング本部担当、 ICC本部担当（現在に至る）	-
たか み かず のり 高見 和徳 (1954年6月12日生) <重任>	1998年12月 松下電器産業（現パナソニック）株式会社電化・住設社経営企画室長 2004年6月 同社ナショナルマーケティング本部長 2006年4月 同社役員ナショナルアプライアンスマーケティング本部 2008年4月 同社常務役員 2009年6月 パナソニック株式会社常務取締役ホームアプライアンス社社長 2012年4月 同社代表取締役専務アプライアンス社社長 2015年4月 同社代表取締役副社長（日本地域担当、CS担当、デザイン担当） 2015年6月 当社取締役（現在に至る） 2017年6月 パナソニック株式会社顧問 2018年6月 同社客員 2022年4月 パナソニックホールディングス株式会社客員（現在に至る）	-
やま だ きよ し 山田 清志 (1955年5月16日生) <重任>	1998年10月 ハワイ東海インターナショナルカレッジ学長 2004年4月 東海大学教授 2009年10月 東海大学副学長 2014年5月 学校法人東海大学理事（現在に至る） 学校法人東海大学常務理事 2014年10月 学校法人東海大学学長 2015年1月 ハワイ東海インターナショナルカレッジ理事長（現在に至る） 2019年6月 当社取締役（現在に至る） 2023年6月 公益財団法人国際研修交流協会理事長（現在に至る） 2025年4月 一般社団法人大学監査協会会長（現在に至る）	-

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
さぎ やま こうたろう <b>杉山 恒太郎</b> (1948年9月26日生) <重任>	2001年4月 株式会社電通インタラクティブ局コミュニケーション局長 2004年6月 同社執行役員メディア・コンテンツ第1本部副部长 2005年6月 同社常務執行役員 2011年6月 同社顧問 2012年4月 株式会社ライトパブリシティ代表取締役副社長 2015年4月 同社代表取締役社長（現在に至る） 大阪芸術大学客員教授（現在に至る） 2015年11月 株式会社ドリームインキュベータ特別顧問 2020年9月 i情報経営イノベーション専門職大学超客員教授（現在に至る） 2021年6月 当社取締役（現在に至る） 株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー社外取締役（現在に至る） 2022年9月 東日本国際大学客員教授（現在に至る）	-
さい とう とも ひさ <b>齋藤 知久</b> (1949年1月18日生) <重任>	1978年11月 小西写真工業株式会社（現コニカミノルタ）入社 1987年4月 Konica Singapore, Pte. Ltd. 代表取締役社長 2000年6月 コニカマーケティング株式会社代表取締役社長 2003年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役員 2005年4月 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A. Inc. 代表取締役社長 2006年5月 コニカミノルタホールディングス株式会社執行役員 兼コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社取締役 2009年6月 日本BS放送株式会社執行役員営業担当 2014年9月 同社代表取締役副社長 2015年3月 同社代表取締役会長 2015年11月 同社代表取締役会長兼社長 経営戦略局担当 2022年9月 同社代表取締役会長 経営全般担当（現在に至る） 2024年6月 当社取締役（現在に至る）	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、齋藤知久の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉山恒太郎氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を充足する独立社外取締役候補者であります。
4. 前田伸、北島元治、高見和徳の各氏は、公開会社等で要職を務められた経験と識見を、杉山恒太郎氏は、広告宣伝業界における豊富な経験と見識及びクリエイティブ会社での経営責任者としてのマネジメント力とネットワークを活かし社外取締役として当社の経営に対し助言をいただくことにより取締役会の監督機能を十分に発揮できるものと考え、選任をお願いするものであります。また、山田清志氏は、教育者としての長年の経験と識見に基づき、社外取締役としてご指導をいただき、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと考え、齋藤知久氏は、メディア業界における経営者としての豊富な経験と識見を活かし、社外取締役として当社の経営に対し助言をいただき、取締役会の監督機能強化に寄与していただけるものと考え、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外取締役及び業務を執行しない取締役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。前田伸、北島元治、高見和徳、山田清志、杉山恒太郎、齋藤知久の各氏が社外取締役に重任の場合は、各氏の間で締結した当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負う法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、被保険者が負担する訴訟費用等を補填するものであり、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
おお 橋 明 夫 (1957年4月27日生) <重任>	2009年4月 当社営業局局次長兼ネットワーク部長 2010年4月 当社営業局局次長兼第2営業部長 2011年5月 当社編成制作局局次長兼業務管理部長 2013年5月 当社執行役員総務局長 2016年6月 株式会社ミュージックバード常務取締役 2019年6月 当社常勤監査役（現在に至る） 2020年6月 株式会社ミュージックバード監査役（現在に至る） ジグノシステムジャパン株式会社監査役（現在に至る）	-
はなぶさ 英 公 一 (1958年7月9日生) <重任>	1981年10月 アーンスト・アンド・ウィニー公認会計士共同事務所入所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 2008年10月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 金融部門長 2010年8月 同法人常務理事 2012年8月 同法人経営専務理事兼監査業務本部長兼金融事業部長 2014年7月 同法人理事長 2014年7月 損害保険契約者保護機構監事（現在に至る） 2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士（現在に至る） 2019年6月 株式会社T&K TOKA社外取締役（監査等委員） 2020年3月 株式会社コーチ・エイ社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2021年6月 当社監査役（現在に至る）	-
こん 近 藤 邦 弘 (1957年1月28日生) <重任>	1980年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行 2004年4月 株式会社みずほ銀行九段支店長 2007年4月 同行執行役員大阪支店長 2010年4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント監査役 2011年4月 高砂熱学工業株式会社執行役員 2017年6月 同社常勤監査役 2022年6月 日本電設工業株式会社取締役監査等委員（現在に至る） 当社監査役（現在に至る）	-

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 英公一、近藤邦弘の各氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 大橋明夫氏は、当社管理部門、さらには当社子会社において要職を務められた経験と識見を当社の監査体制に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。また、英公一氏については、長年にわたる公認会計士、さ

らには上場企業の監査等委員の取締役等としての経験と識見を、近藤邦弘氏については、金融機関で多年にわたり要職を務められた経験と識見、さらには上場企業の常勤監査役としての経験と識見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。大橋明夫、英公一、近藤邦弘の各氏が監査役に重任の場合は、各氏との間で締結した当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負う法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、被保険者が負担する訴訟費用等を補填するものであり、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

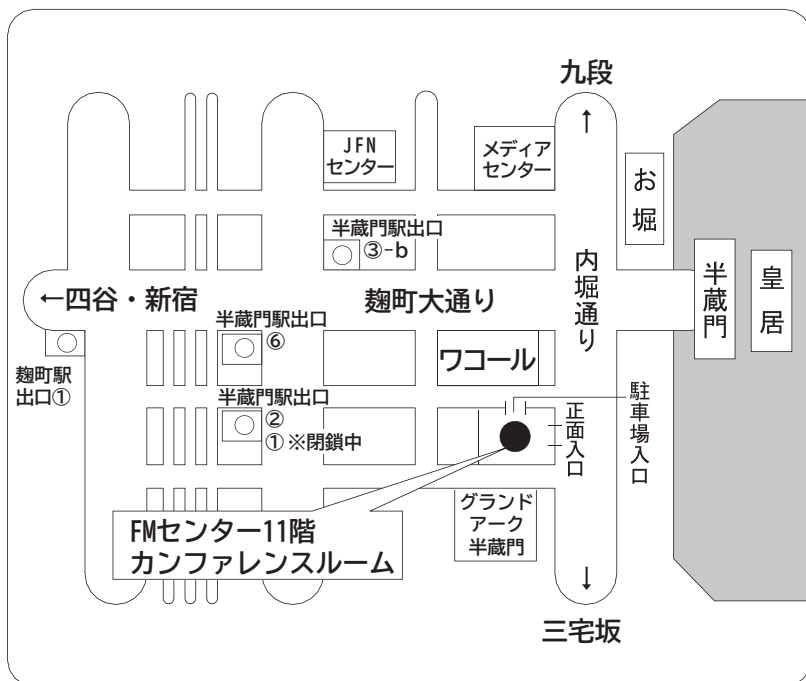
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
もり 森 麻衣子 (1984年3月21日生)	2010年12月 弁護士登録	-
	2011年1月 石井法律事務所入所	
	2022-2024年 第一三共株式会社法務部	
	2024年4月 石井法律事務所帰任（現在に至る）	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森麻衣子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森麻衣子氏には、弁護士としての経験と識見を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めており、候補者が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負う法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、被保険者が負担する訴訟費用等を補填するものであり、候補者が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 森麻衣子氏の戸籍上の氏名は、村尾麻衣子であります。同氏は、旧姓の森麻衣子で活動しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麴町一丁目7番地  
TOKYO FM 11階カンファレンスルーム  
TEL (03) 3221-0080



- 地下鉄
- |      |      |                |         |
|------|------|----------------|---------|
| 半蔵門線 | 半蔵門駅 | 下車出口No.②、③-b、⑥ | 徒歩3分    |
| 有楽町線 | 麴町駅  | 下車出口No.①       | 麴町口徒歩6分 |